

林野火災 注意報・警報

令和8年3月31日運用開始！

指定する区域では、屋外での火の使用について制限されます！！

1月～5月	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	3日前からの降雨が1ミリ以下、かつ30日間の雨量が30ミリ以下のとき。	林野火災注意報の発令条件に加え、次の各号のいずれかに該当する場合に発令するものとする。 (1) 乾燥注意報及び強風注意報が発令されたとき (2) 消防長が火災予防上危険であると認めたとき
火の使用制限	火の使用制限の対象区域内では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行わないよう努めなければなりません。(努力義務)	火の使用制限の対象区域内では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行ってはいけません。(罰則のある義務) ※火の使用制限に従わない場合は、30万円以下の罰金または拘留が科せられることがあります。

※ 指定する区域とは、森林法第21条により市町村長による火入れの許可制度に従い森林及び、森林の周囲おおむね1km範囲内とします。

※ 森林法第21条の規定による火入れの許可申請等に関することは、産業農林部未来の山づくり推進課へお問合せ下さい。(電話 0595-41-0934)

注意報・警報が発令された場合、以下のとおり火の使用が制限されます。

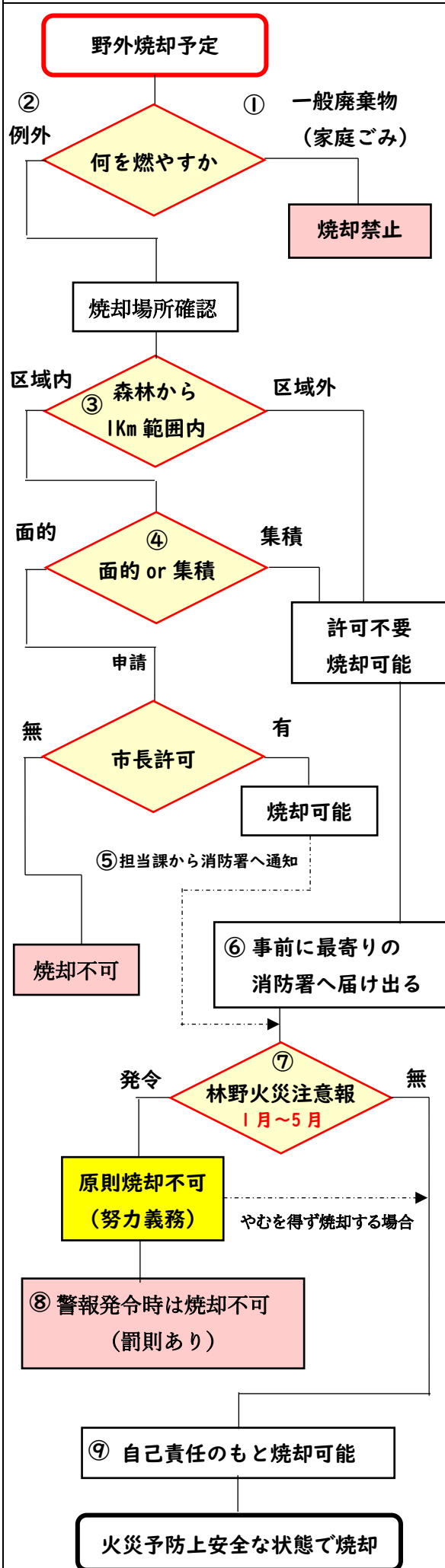
- 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 煙火(花火)を消費しないこと。
- 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。指定区域図はこちら
- 残火(たばこの吸殻含む。)取灰又は火粉を始末すること。



伊賀市消防本部 予防課 TEL: 0595-24-9105

手順

解説



担当課：伊賀市 環境センター TEL:20-9105

【根拠法令】

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 **原則焼却禁止 (罰則あり)**
一般廃棄物とは、家庭ごみ、木くず、伐採した木や枝、廃プラスチック、紙類、布類など。
- ② 野外焼却の例外
(1) 農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(2) 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(3) たき火など日常生活の軽微な焼却
※例外であっても焼却による大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障をきたさないこと。

担当課：産業振興部 未来の山づくり推進課 TEL:41-0934

【根拠法令】

- ③ 森林法第 21 条及び、伊賀市火入れ許可に関する条例
森林区域内及び、森林から 1km 範囲内は市長の許可無く焼却はできません。※罰則あり ※森林区域図で確認する。
- ④ 森林法に基づく許可を必要とする「火入れ」の範囲について
地上の可燃物を面的に焼却する場合は市長の許可を受けなければなりません。※集積して焼却する場合は許可に該当しません。
- ⑤ 市長は火入れの許可を行った場合は消防署長に通知します。

担当課：伊賀市消防本部 最寄り消防署

【根拠法令】

- ⑥ 火災予防条例第 45 条
火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をする場合はあらかじめ届け出をすること。(義務)
※消防署への届け出は焼却行為等を把握するために届けていただくもので、消防署が焼却行為等を許可するものではありません。
- ⑦ 火災予防条例第 29 条の 8 (林野火災注意報)
- ⑧ 火災予防条例第 29 条の 9 (林野火災警報)
- ⑨ **焼却時の注意事項**
(1) 空気が乾燥している時や風の強い時は焼却しない。
(2) 消火用具を必ず用意する。
(3) 複数人で行い延焼拡大した場合に備える。
(4) 焼却中は、その場を離れない。
(5) 火が完全に消えるまでその場を離れない。
(6) 一度に大量の焼却は行わない。
(7) 近隣住民の迷惑や交通の支障にならないように行う。
※焼却中、火災予防上危険と認められる場合は消防法第 3 条第 1 項命令により、職員の指示に従っていただき消火していただきます。